

8月1日から

高額療養費制度が見直されます

●問い合わせ先 健康ほけん課 保険年金班 ☎096-248-1275 ▲厚生労働省ホームページ



高額療養費制度は、1カ月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人または世帯の所得に応じて決められた自己負担限度額を超えた場合に、その限度を超えて支払った金額を払い戻す制度です。

今回の高額療養費制度の見直しは、令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。下表は、8月から令和9年7月までの内容です。

主な変更点

①自己負担限度額の見直し(表内 **太字**部分)

②新たに年間上限額が新設(表内 **緑字**部分)

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した場合、それ以上の医療費は還付を受けることができます。年間とは8月から翌年7月までをさします。

負担区分		年収目安	入院+外来(世帯ごと)		外来(個人ごと) 70歳以上
70歳未満	70歳以上		月上限 (多数回該当)	年間上限	
区分ア	現役並みⅢ	約1160万円～	27万300円+1%※1 (14万100円)	168万円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1160万円	17万9100円+1%※1 (9万3千円)	111万円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	8万5800円+1%※1 (4万4400円)	53万円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	6万1500円 (4万4400円)	53万円※2	月額上限 2万2千円 年間上限 21万6千円
区分オ	—	住民税非課税 (70歳未満)	3万6900円 (2万4600円)	29万円	—
—	低所得者Ⅱ	住民税非課税 (70歳以上)	2万5700円 (2万4600円)	29万円	月額上限 1万1千円 年間上限 9万6千円
—	低所得者Ⅰ	一定所得以下(年金収入約82万円以下など) 70歳以上	1万5700円	18万円	月額上限 8千円

※1 +1%とは、総医療費から一定額を差し引いた金額に1%掛けた額を、基本となる定額の上限に上乗せして支払う仕組み
※2 年収約200万円未満であることが確認できた人は年間上限41万円が適用

国民健康保険加入者へ

8月から限度額適用認定証などの新年度の申請が始まります。

▶資格確認書をお持ちの人

限度額適用認定証などが8月以降に必要な人は、健康ほけん課または各支所の窓口で申請が必要です。

▶マイナ保険証をお持ちの人

マイナ保険証を使って受診することで、限度額を超える支払いが免除されるため、原則として限度額適用認定証などの申請は必要ありません。

※負担区分が『区分オ』または『低所得者Ⅱ』の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は、入院日数が確認できる領収書などを持って、健康ほけん課または各支所の窓口で手続きしてください

合併20年の歩みを振り返って

『合志市制施行20年検証報告書』を作成しました

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096-248-1813 ▲市ホームページ



平成18年2月27日に合志町と西合志町が対等合併し『合志市』として新たな一歩を踏み出してから本年で20年が経過しました。検証報告書では、これまでの本市の歩みを振り返り、まちづくりの達成状況を明らかにするとともに、行財政運営や分野別の取り組み、熊本地震や新型コロナなどの危機事象への対応といった多角的な視点から行政経営体制の整備状況について取りまとめています。

今後もこれまでの経験と実績を活かし、半導体産業の集積を地域経済の振興に繋げるとともに交通渋滞の深刻化など浮上した課題にも真摯に向き合い、『健幸都市こうし』の実現とさらなる発展を目指します。

主な内容と成果

人口 約5万2千人→約6万5千人	実質公債費比率 約15%→約6.5%	新市建設計画 進捗率98%	製造出荷額 約2千億円→約7千億円
窓口のデジタル化 コンビニ交付率約40%※	こども医療費 高校生年代まで助成	保育所等施設数 14施設→32施設	危機管理事象 柔軟な組織体制で対応

※令和7年度市民課関係証明書 詳しくは市ホームページをご覧ください

直接話せる、まちの声、聞かせてください

地域とふれあいミーティング募集

●問い合わせ先 秘書政策課 秘書政策班 ☎096-248-1028

市では、市民協働のまちづくりを進めるため、『地域とふれあいミーティング』を実施しています。市民の皆さんが市政に関して知りたいことや、市の施策に関するテーマに対して、市長や関係部署の部長などが地域の会合に出向き説明します。

▶対象

市内で活動している団体・グループなど

▶会場

申し込み者側で準備してください

※市内に限る

▶開催時間

平日休日問わず、午前10時から午後10時までの間の概ね1時間30分程度

※事前に日程調整します

▶申込料

無料

▶申込方法

秘書政策課(市役所2階)に申込用紙を提出、または申し込みフォームから

※申込用紙は市ホームページおよび秘書政策課窓口にあります



『地域とふれあいミーティングin 原口』
(1月・原口公民館)



▲申し込みフォーム



▲市ホームページ